
■ □ ■ 畜産環境アドバイザーのひろば ■ □ ■

愛知県の【家畜排せつ物法】に係る立入検査の取り組みについて

愛知県農林水産部畜産課 環境・経営グループ

神谷 俊樹(会員番号 0242)

●はじめに

私の「畜産環境」との関わりは、20年前愛知県尾張家畜保健衛生所での「水質検査担当」(新規採用3年目)から始まり、その後県の出先機関である県事務所・家畜保健衛生所(以下家保)での環境関連業務を繰り返し、現在の県庁での環境担当と、振り返ってみれば「環境」と切っては切れない関係(?)になっています。

その間、中央畜産研修会の「畜産環境」「畜産環境Ⅰ・Ⅱ」、そして現在の畜産環境整備機構主催の「畜産環境アドバイザー養成研修(堆肥化施設)(浄化施設)(臭気・新技術)」を経て、本年1月・3月の「スーパーアドバイザー研修」と環境に関する多くの研修を受講させていただいております。

今回、なぜ、この「畜産環境アドバイザーのひろば」への執筆させていただいているかと申しますと、このスーパーアドバイザー研修での「地域情報」発表にあります。愛知県からはこの研修にもう一人参加しておりました。本県の環境アドバイザーの第一人者のひとりでありますところの川村氏です。(全国のアドバイザー仲間でご存じの方は多いと思います。)そして、偶然ではありますが、この研修当時2人とも同地域(東三河地域)を管轄する県農林水産事務所(川村氏)及び家保(私)にそれぞれ勤務し、環境関係に従事しておりました。それゆえ、研修での宿題事項でありました「地域情報発表」の題材については相談の結果、川村氏は「地域の環境対策施設の事例」、私は「家保での環境指導の取り組み」を研修で発表し、後日、本田先生及び畜産環境整備機構からの依頼により役不足とは思いながら寄稿させていただきました。

●農家指導への取り組み

さて、平成11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」という。)が農業環境3法の一つとして施行されてから

3年半が経過しました。法律の中身については「釈迦に説法」ですので申し上げませんが、我々関係者にとっては、(猶予期限の平成 16 年 10 月末までの)残りあとわずかかの際にいかに畜産農家に施設整備を主体とした家畜排せつ物の適正管理対策を措置してもらうかが最大の焦点となっているところであります。

ここでは、愛知県が他都道府県に先駆けて(?)実施してきている農家指導への取り組みについて紹介します。

本県では、平成 16 年 11 月の「家畜排せつ物法」に基づく管理基準の遵守を控え、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律関係事務処理要領」等を定め、平成 14 年度から法に基づく立入検査員証を有した家保職員が要領に基づく立入検査を実施しています。平成 11 年度から 13 年度にかけて家保が調査した結果、家畜排せつ物を処理する施設のない農家及び施設のあるものの処理能力が不足している農家が確認され、野積み・素掘り処理がされていることが把握できました。このため、平成 14 年度においては、管理施設を有しておらず且つ「野積み」・「素掘り」が認められる農家について立入し、事務要領等に準拠した「指導・助言票」の交付をするとともに、該当農家からは「改善計画報告書」の提出を求めることにより、畜産農家が家畜排せつ物処理のための具体的な対策や方法について「自らが考え、実行する」意識づくりを進めています。

また、15 年度は 14 年度に農家から提出された改善計画の実施状況等の確認に加え、処理施設不足農家への立入検査を新たに実施し、畜産農家が家畜排せつ物法・管理基準の猶予期限までに対策を終了するよう指導を続けていく予定であります。

これらの指導を通じ、生産者団体も「自らの問題」としてとらえ始めてきており、今年度の指導の実績にあわせ、さらに積極的な対応を期待したいと考えています。

私も昨年まで家保職員として施設未整備農家の立入検査業務を実際に実施し、農家の目の前での「指導・助言票」の交付と、「改善計画報告書」の提出を求めてきました。

当初、畜産農家さんも「農家の味方である家保が俺たち畜産農家をつぶすのか！」とご批判(?)も多く、なかなか我々の意向が伝わりませんでした。また、悪いことに時期を同じくして「BSEによる牛肉価格の低迷や廃用牛の処理問題等が肉牛農家のみならず酪農家にとっても大きな打撃となり「環境は二の次、今の経営状況をなんとかしてくれ！」との切実な要望が環境対策意識にストップをかけ始めました。しかしながら、現場での辛抱強い指導により「家畜排せつ物法」が果たす「他の環境規制法の防波堤的役割」の意義を農家が理解し始めたこと、農家自身も「今後の畜産経営を維持するために何らかの対策をとらねばいけない」という意識が高まってきたことに嬉しさを感じました。もちろんこの成果(ささやかですが)は家保のみでなく、特に対策関係で親身に相談に乗ってもらう地域の関係指導機関(市町村・農林水産事務所農政

課・普及課)及び生産者団体のフォローなしには成し得ませんでした。しかし、これはスタートにすぎません。これからが正念場！ この指導体制を生かすも殺すも今後の指導にかかってきます。がんばらなければいけません。

しかし、ここで「家畜排せつ物法」に関してどうしても忘れてはならない事項があります。それは、平成16年10月末まで猶予期限があるのは【家畜排せつ物の処理・保管施設の構造設備基準と管理施設内における管理】のみなのです。「家畜排せつ物法」は3年半も前の平成11年1月1日に施行され、【構造設備基準遵守】以外は既に効力を発揮しており、実際の規制対象になっております。

家畜排せつ物の野積み・素掘りの解消のためには、「家畜排せつ物を構造設備基準を満たした施設で管理する」ことのみには注視しがちですが、家畜排せつ物処理施設の定期点検・修理・維持管理及び家畜排せつ物の発生量等の記録を的確に実施してこそ、家畜排せつ物の適切な管理ができることを、農家指導に携わる者として、また、畜産環境アドバイザーとして今一度肝に銘じておかなければいけないと思います。

●最後に

幸か不幸か「畜産環境アドバイザー」になり、現場レベルでは全てがアドバイザー研修どおりとはいかず苦しみも多い我々ですが、同じ悩みを持つ(私レベルの悩みではなくもっと高度な悩みとは思いますが)仲間が全国にできたことを強みと誇りに思っ、今後も精進していきたいと思ひます。

第一回スーパーアドバイザー研修では研修に参加されたアドバイザーの皆様にお世話になりましたが、大変仲間意識の高まる良き研修でした。今後とも交流が継続する機会が持てればと考えております。今年度もスーパーアドバイザー研修が開催されるとのことですので、全国の環境アドバイザーの皆様、是非スーパーアドバイザー研修を受講され、悩める仲間増やしにご協力してください。